

情報通信行政・郵政行政審議会 総会（第10回）議事概要

1 日時

平成30年8月24日（金） 13時59分～14時29分

2 場所

総務省 第1特別会議室（8階）

3 出席者（敬称略）

（1）委員

多賀谷 一照（会長）、新美 育文（会長代理）、大谷 和子、川濱 昇、
佐々木 百合、島村 博之、菅 美千世、清野 幾久子、樋口 清秀、
二村 真理子、山下 東子、吉田 裕美子（以上、12名）

（2）総務省出席者

ア 大臣官房

鈴木総務審議官、安藤総括審議官、赤澤審議官

イ 情報流通行政局

山田情報流通行政局長、奈良審議官、巻口郵政行政部長、野水企画課長

ウ 総合通信基盤局

谷脇総合通信基盤局長、秋本電気通信事業部長

エ サイバーセキュリティ統括官室

竹内サイバーセキュリティ統括官、泉審議官、木村参事官、赤阪参事官

（3）事務局

岡崎情報流通行政局総務課長

4 議題

（1）諮問事項

ア 電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成30年法律第24号）の施行に伴う省令の制定について【諮問第3号】

審議の結果、本件について総会において意見募集を実施し、提出された意見を踏まえ審議を行うこととした。

【内容】

本件は、国立研究開発法人情報通信研究機構の業務が追加されたことに伴い、同機構が機器調査において入力する識別符号の基準及び業務を行うに際して作成する実施計画への記載事項・認可手続等に係る総務省令の整備を行うもの。

イ 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律（平成30年法律第41号）の施行に伴う省令の改正について【諮問第4号】

審議の結果、本件について総会において意見募集を実施し、提出された意見を踏まえ審議を行うこととした。

【内容】

本件は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構から日本郵便株式会社に対して交付する交付金の算定方法並びに機構が関連銀行及び関連保険会社から徴収する拠出金の算定方法に関する総務省令の整備を行うもの

(2) 報告事項

郵政行政分科会・電気通信事業部会の活動報告

郵政行政分科会及び電気通信事業部会について、それぞれ活動報告があった。

【内容】

平成29年5月に開催された第8回総会以降の郵政行政分科会及び電気通信事業部会の開催・審議状況について、活動報告があった。

(3) 情報通信行政・郵政行政審議会議事規則の一部改正について

「情報通信行政・郵政行政審議会議事規則の一部改正」について審議した結果、委員全員の賛成により、情報通信行政・郵政行政審議会令第7条第2項の規定に基づいて議決を行い、情報通信行政・郵政行政審議会議事規則の一部改正を行った。

【内容】

本件は、総務大臣が国立研究開発法人情報通信研究機構の実施計画を認可しようとする場合は電気通信事業部会の議決を要することや、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構における交付金・拠出金の算定方法に関する省令を定めようとする場合は審議会の議決を要すること等について、議事規則の改正を行うもの。

本総会にて配付された資料をご覧になりたい方は、総務省HPにおいて公開しておりますのでご覧ください。

また、総務省において、閲覧及び貸し出しを実施しておりますので、下記までご連絡をお願いいたします。

担当：総務省情報流通行政局総務課審議会係 佐藤・星

電話：03-5253-5694

FAX：03-5253-5714

メール：ip-council@soumu.go.jp